

上毛町告示第22号

上毛町空き家・空き地バンク実施要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

上毛町長 坪根 秀介

上毛町空き家・空き地バンク実施要綱

上毛町空き家バンク実施要綱（平成25年上毛町告示第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、上毛町における空き家又は空き地（空き家又は空き地となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、町内外の住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、上毛町空き家・空き地バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家 現に居住を目的として町内に建築（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。）し、現に人が居住していないもの及びその敷地であって、売買又は賃貸可能であるものをいう。
- （2） 空き地 現に居住の用に供する建物が無い宅地等であって、売買可能であるものをいう。
- （3） 上毛町空き家・空き地バンク 町内に存する空き家等及び利用希望者に関する登録を通して、空き家等の登録者及び利用登録者に対して情報提供を行うシステムをいう。
- （4） 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- （5） 空き家・空き地登録者 第4条第2項の規定により登録された者をいう（以下「空き家等登録者」という。）。
- （6） 利用希望者 本町への定住等を目的として空き家又は空き地の利用を

希望する者をいう。

(7) 利用登録者 第7条第3項の規定により登録された利用希望者をいう。

(8) 情報提供 上毛町空き家・空き地バンク登録台帳（様式第1号。以下「空き家等登録台帳」という。）及び上毛町空き家・空き地利用希望者登録台帳（様式第2号。以下「利用希望者台帳」という。）に登録された情報で、空き家等登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

（適用上の注意）

第3条 この告示は、上毛町空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

（空き家等の登録の申込み等）

第4条 上毛町空き家・空き地バンクによる空き家等に関する登録を希望する所有者等は、上毛町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第3号）及び上毛町空き家・空き地バンク登録カード（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家等台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、上毛町空き家・空き地バンク登録完了書（様式第5号）により当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、上毛町空き家・空き地バンクによる活用が適当と認められるものは、当該所有者等に対して上毛町空き家・空き地バンクへの登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、その都度上毛町空き家・空き地バンク登録申込書により遅滞なく町長に届け出なければならない。

（空き家等登録台帳の登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号に掲げる場合において、空き家等登録台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 上毛町空き家・空き地バンク登録抹消届（様式第6号）の届出があったとき。

(2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に関する異動の届出があったとき。

(3) 空き家等登録台帳に登録後3年を経過したとき。ただし、改めて登録の申し込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(4) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、上毛町空き家・空き地バンク登録抹消完了書（様式第7号）により、当該空き家等登録者に通知するものとする。

（利用希望者の登録の申込み等）

第7条 利用希望者は、上毛町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書（様式第8号）及び誓約書（様式第9号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を利用希望者台帳に登録するものとする。

(1) 定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 定住し、又は定期的に滞在して、上毛町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、上毛町空き家・空き地バンク利用希望者登録完了書（様式第10号）により当該申込者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、その都度上毛町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書により遅滞なく町長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 空き家等の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 上毛町空き家・空き地バンク利用希望者登録抹消届（様式第11号）の届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないとして認められたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、上毛町空き家・空き地バンク利用希望者登録抹消完了書（様式第12号）により当該利用登録者に

通知するものとする。

(情報提供等)

第10条 町長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して情報提供を行うものとする。

2 町長は、空き家等登録者及び利用登録者が行う空き家等に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。